

参 考 資 料

(所得税について)

平成 23 年 12 月 7 日

財 務 省

目 次

【税率構造】

- ・ 平成 23 年度税制改正大綱（抄）～基本的な考え方～ 1
- ・ 所得税収の推移 2
- ・ 国民負担率の内訳の国際比較 3
- ・ 所得税率の推移 4
- ・ 個人住民税率の推移 5
- ・ 所得税＋個人住民税の税率の推移 6
- ・ 所得税の税率区分ごとの税収 7
- ・ 総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ 8
- ・ 所得再分配によるジニ係数の変化 9
- ・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較 10
- ・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦子 2 人（専業主婦）の給与所得者） 11
- ・ 個人所得課税の実効税率の国際比較（単身の給与所得者） 12
- ・ 主要国の所得税等の最高税率について 13
- ・ 欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要（未定稿） 14
- ・ 富裕層による課税強化に関する発言 15

【諸控除】

- ・ 給与所得控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）による税負担額の変化 16
- ・ 給与所得者を対象とした概算控除の国際比較 17
- ・ 成年扶養控除の見直し（23 年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前） 18
- ・ 基礎控除・配偶者（特別）控除の仕組み（イメージ） 19
- ・ 民主党マニフェスト 2009（抄） 20
- ・ 平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言（抄） 21
- ・ 人的控除の概要（23 年分～） 22

【金融所得課税】

- ・ 上場株式配当・譲渡益課税の変遷 23
- ・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式 24
- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版 ISA」） 25

【その他】

- ・ 復興特別所得税（付加税率 2.1%）による年間の税負担額 26

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日〕
閣 議 決 定

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的な考え方

所得税については、累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。一方、給与収入階層の分布を見ると、平成 9 年まで平均給与は上昇し、高所得者の割合も増加してきましたが、その後、これらは低下し、平成 20 年は平成 2 年と同程度の水準に戻っています。このため、同じ税率構造の下では、インフレ等により名目賃金が増加すれば全体としての累進性が高まるはずのところ、逆に累進性が低下する現象が生じ、所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。

そのため、税率構造の見直しはもとより、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます。

所得税収の推移

- 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。
- (注) ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成23年度当初予算額の13.5兆円の差額(約▲13兆円)の主な要因は、
 - ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲8兆円
 - ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲3.9兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円→38万円)、配偶者特別控除、特定扶養控除の新設(45万円)等)

+1.7兆円(マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)

【税制改革】

▲2.4兆円(税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:35万円→38万円)、給与所得控除額の引上げ)

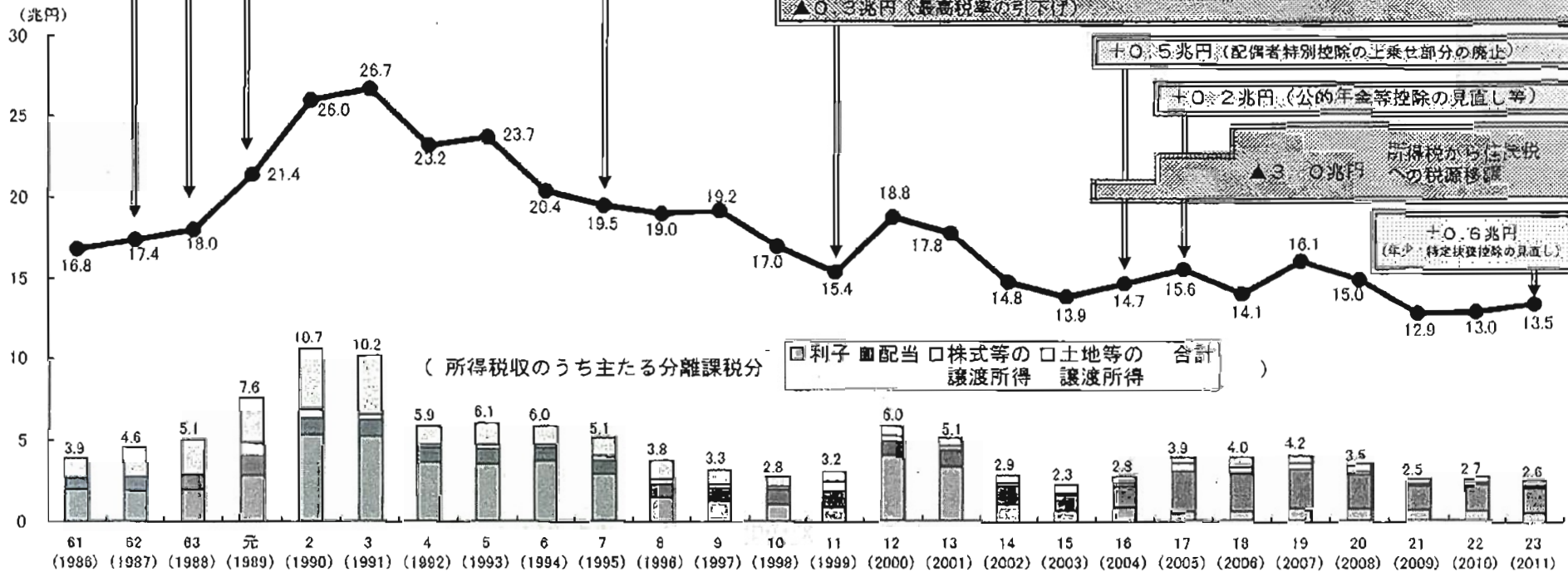
▲0.3兆円(最高税率の引下げ)

+0.5兆円(配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)

+0.2兆円(公的年金等控除の見直し等)

▲3.0兆円(所得税から住民税への税源移譲)

+0.6兆円(年少、特定扶養控除の見直し)



(注1) 所得税収は、22年度以前は決算額、23年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

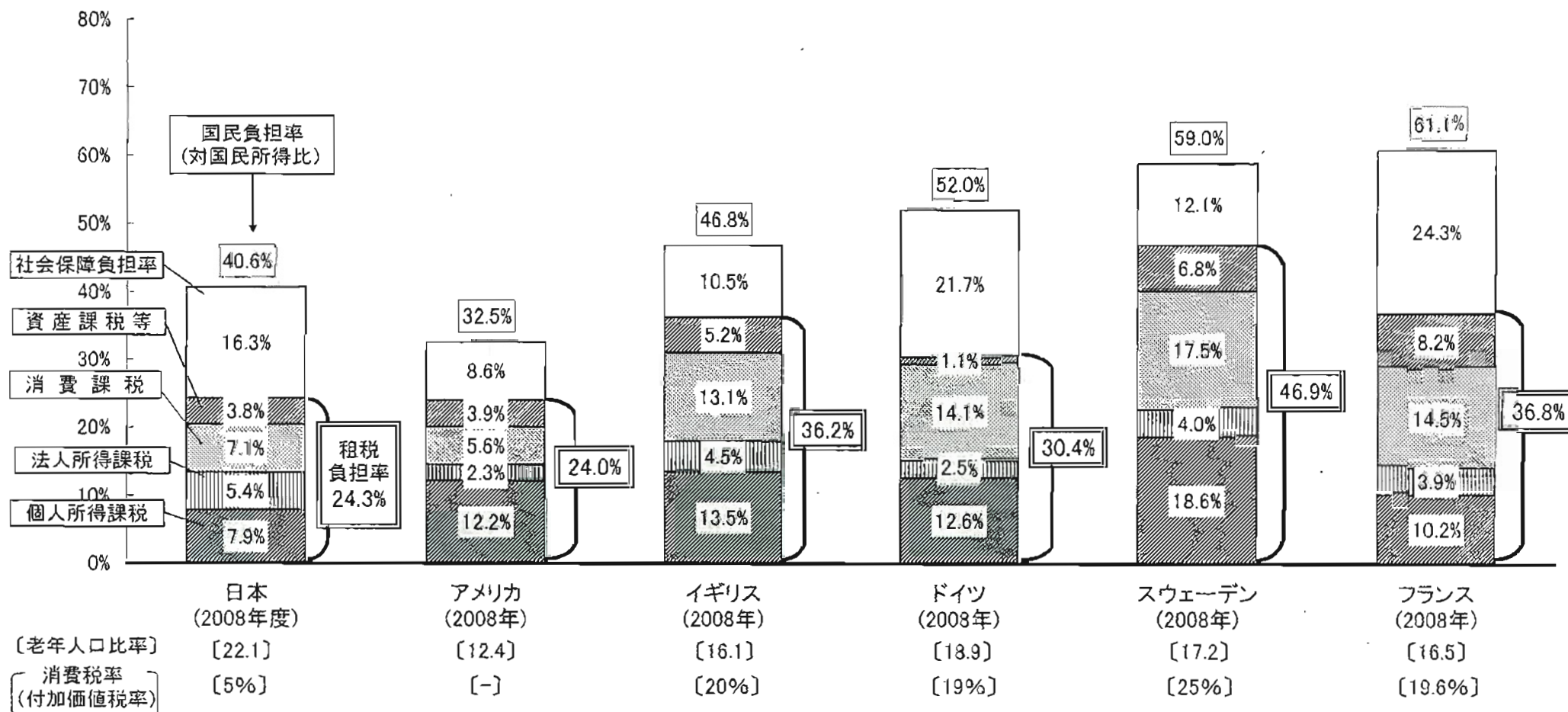
(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(63年度以前は推計値)。

国民負担率の内訳の国際比較

- 我が国の租税負担率は24.3%と、主要諸外国の中でもアメリカと並んで低い水準にある。
- 特に個人所得課税については7.9%と、主要諸外国に比べて最も低い水準にある。



(注) 1. 日本は平成20年度(2008年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2009"及び同 "National Accounts 1997-2009"による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算ベースでは、国民負担率:38.8%、租税負担率:22.0%、個人所得課税:7.2%、法人所得課税:4.0%、消費課税:6.9%、資産課税等:3.8%、社会保障負担率:16.8%となっている。
 2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4となっている。
 5. 消費税率(付加価値税率)は、2011年1月現在の標準税率。なお、アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。(例:ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計 8.875%)

所得税率の推移

	昭和61年分 (消費税導入前)			平成元年分 (消費税導入後)			平成7年分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)			現行		
税率	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】	【課税所得】		【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%		
	~ 50	(315.1)	10.5	~ 300	(704.0)	10	~ 330	(772.7)	10	~ 195	(608.6)	5
	~ 120	(413.0)	12	~ 600	(1,041.6)	20	~ 900	(1,349.5)	20	~ 330	(783.8)	10
	~ 200	(521.2)	14	~ 1,000	(1,425.8)	30	~ 1,800	(2,296.8)	30	~ 695	(1,204.4)	20
	~ 300	(643.8)	17	~ 2,000	(2,478.4)	40	~ 3,000	(3,560.0)	40	~ 900	(1,429.7)	23
	~ 400	(757.4)	21	2,000	(2,478.4) ~	50	3,000	(3,560.0) ~	50	~1,800	(2,380.0)	33
	~ 600	(984.7)	25							1,800	(2,380.0) ~	40
	~ 800	(1,196.4)	30									
	~ 1,000	(1,406.8)	35									
	~ 1,200	(1,617.4)	40									
	~ 1,500	(1,933.2)	45									
	~ 2,000	(2,459.5)	50									
	~ 3,000	(3,512.1)	55									
	~ 5,000	(5,617.4)	60									
	~ 8,000	(8,775.3)	65									
	8,000	(8,775.3) ~	70									
刻み	15			5			5			6		

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

個人住民税率の推移

	昭和62年度分 (消費税導入前)	平成2年度分 (消費税導入後)	平成8年度分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)	現行
税率	【課税所得】	【課税所得】	【課税所得】	【課税所得】
	万円	万円	万円	%
	%	%	%	%
	～ 20 (223.0) 4.5	～ 120 (444.5) 5	～ 200 (579.5) 5	一律 10
	～ 45 (262.7) 5	～ 500 (897.2) 10	～ 700 (1,145.3) 10	
	～ 70 (302.4) 6	500 (897.2) ～ 15	700 (1,145.3) ～ 15	
	～ 95 (340.4) 7			
	～ 120 (374.7) 8			
	～ 150 (415.8) 9			
	～ 220 (510.9) 11			
	～ 370 (691.5) 12			
	～ 570 (918.8) 13			
	～ 950 (1,324.7) 14			
	～ 1,900 (2,324.7) 15			
～ 2,900 (3,377.4) 16				
～ 4,900 (5,482.6) 17				
4,900 (5,482.6) ～ 18				
刻み	14	3	3	1

(注) 「課税所得」の()書は、夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

所得税 + 個人住民税の税率の推移

	昭和61年分(昭和62年度分) [消費税導入前]		平成元年分(平成2年度分) [消費税導入後]		平成7年分(平成8年度分) [消費税率引上げに伴う先行減税実施後]		現行	
税率	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】	【給与収入】	【税率】
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%
	~ 191.2	0	~ 272.2	0	~ 303.1	0	~ 270.0	0
	~ 223.0	4.5	~ 319.8	5	~ 353.9	5	~ 325.0	10
	~ 235.7	5	~ 444.5	15	~ 579.5	15	~ 608.6	15
	~ 262.7	15.5	~ 704.0	20	~ 772.7	20	~ 783.8	20
	~ 302.4	16.5	~ 897.2	30	~ 1,145.3	30	~ 1,204.4	30
	~ 315.1	17.5	~ 1,041.6	35	~ 1,349.5	35	~ 1,429.7	33
	~ 340.4	19	~ 1,425.8	45	~ 2,296.8	45	~ 2,380.0	43
	~ 374.7	20	~ 2,478.4	55	~ 3,560.0	55	2,380.0 ~	50
	~ 413.0	21	2,478.4 ~	65	3,560.0 ~	65		
	~ 415.8	23						
	~ 510.9	25						
	~ 521.2	26						
	~ 643.8	29						
	~ 691.5	33						
	~ 757.4	34						
	~ 918.8	38						
	~ 984.7	39						
	~ 1,196.4	44						
	~ 1,324.7	49						
	~ 1,406.8	50						
	~ 1,617.4	55						
	~ 1,933.2	60						
	~ 2,324.7	65						
	~ 2,459.5	66						
	~ 3,377.4	71						
	~ 3,512.1	72						
	~ 5,482.6	77						
	~ 5,617.4	78						
	~ 8,775.3	83						
	8,775.3 ~	88						
刻み	29		8		8		7	

(注) 夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人は一般扶養親族である場合の給与収入金額である。

所得税の税率区分ごとの税収

平成23年度
予算ベース

	税率区分	課税所得 (給与収入)	総課税所得	税率1%引上げ 当たりの増収力	対象納税者数
約1.4兆円	40%	1,800万円～ (2,340万円～)	約3.6兆円	約360億円	約30万人 (0.6%)
約1.5兆円	33%	900万円～1,800万円 (1,387万円～2,340万円)	約4.4兆円	約440億円	約80万人 (1.6%)
約0.6兆円	23%	695万円～900万円 (1,162万円～1,387万円)	約2.6兆円	約260億円	約190万人 (3.9%)
約2.9兆円	20%	330万円～695万円 (736万円～1,162万円)	約14.5兆円	約1,500億円	約770万人 (15.9%)
約1.7兆円	10%	195万円～330万円 (554万円～736万円)	約16.5兆円	約1,700億円	約1,730万人 (35.7%)
約3.3兆円	5%	0円～195万円 (261万円～554万円)	約65.3兆円	約6,500億円	約4,850万人 (100.0%)

(注1) 平成23年度予算ベースの推計値である。

(注2) 対象納税者数の括弧内の割合は、その税率が適用される人数の全納税者数に占める割合である。

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.3兆円。
- ⇒ 現在の税率を前提にすれば、約10兆円の控除縮減で増収額は約1.0兆円。

課税対象となる収入約250兆円（給与収入（約200兆円）、年金収入（約20兆円）、事業・不動産収入（所得ベースで約20兆円）等）

所得金額（約160兆円）

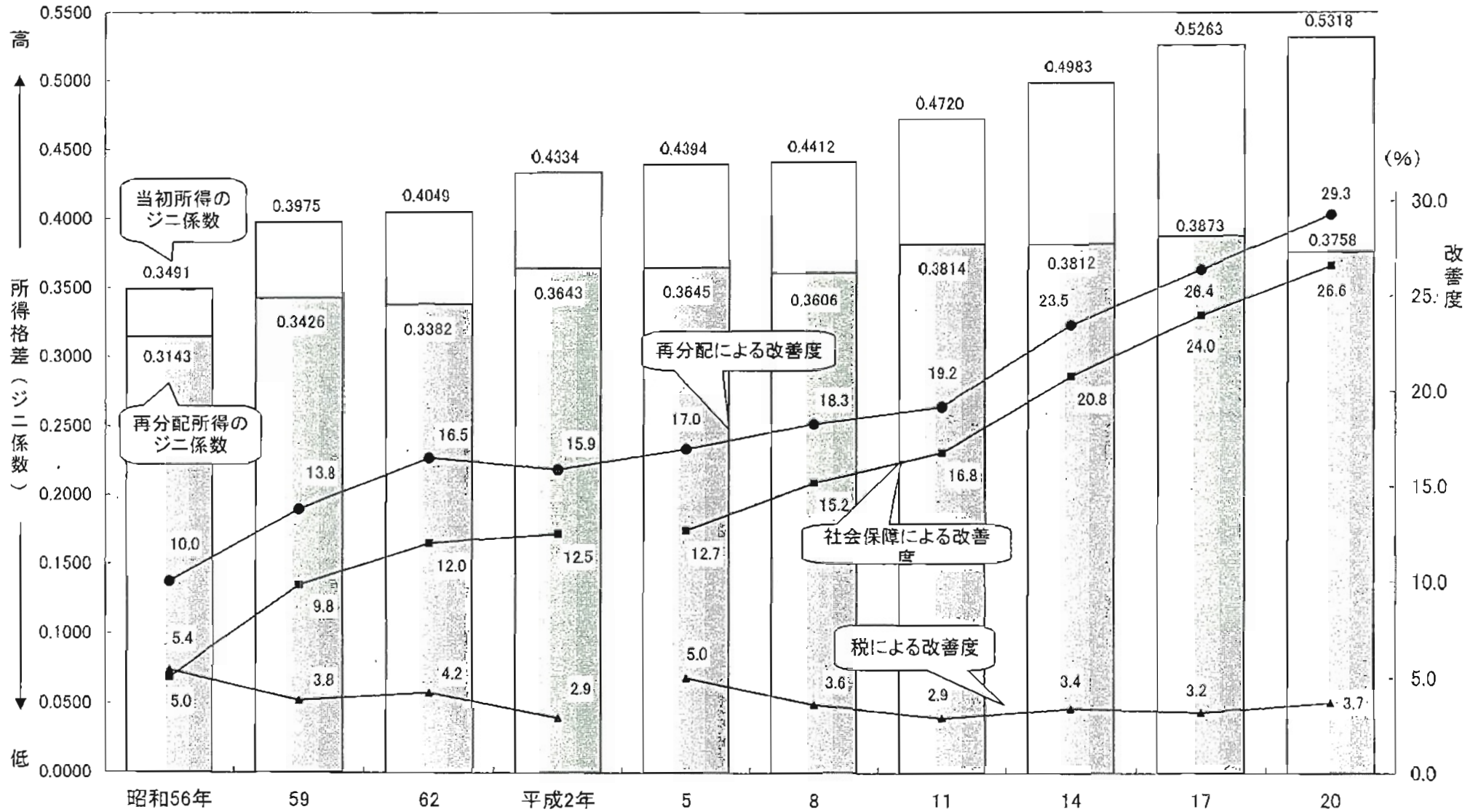
非課税所得	各種所得についての控除等 （約70兆円）	所得控除 （約60兆円）		課税所得（約110兆円）
		人的控除 （約30兆円）	その他 （約30兆円）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得控除（約59兆円） ・ 公的年金等控除（約12兆円）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎控除（約18兆円） ・ 配偶者控除（約5兆円） ・ 一般扶養控除（約3兆円） （うち成年扶養控除約2兆円） ・ 特定扶養控除（約1兆円） ・ 老人扶養控除（約1兆円）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料控除（約24兆円） ・ 生命保険料控除（約2兆円）等 	[所得税額：約11.3兆円]

(注1)23年度予算ベース等。ただし、年少扶養控除廃止、特定扶養控除縮減を加味。

(注2)上記計数は納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.8兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用(23年度予算ベース)。

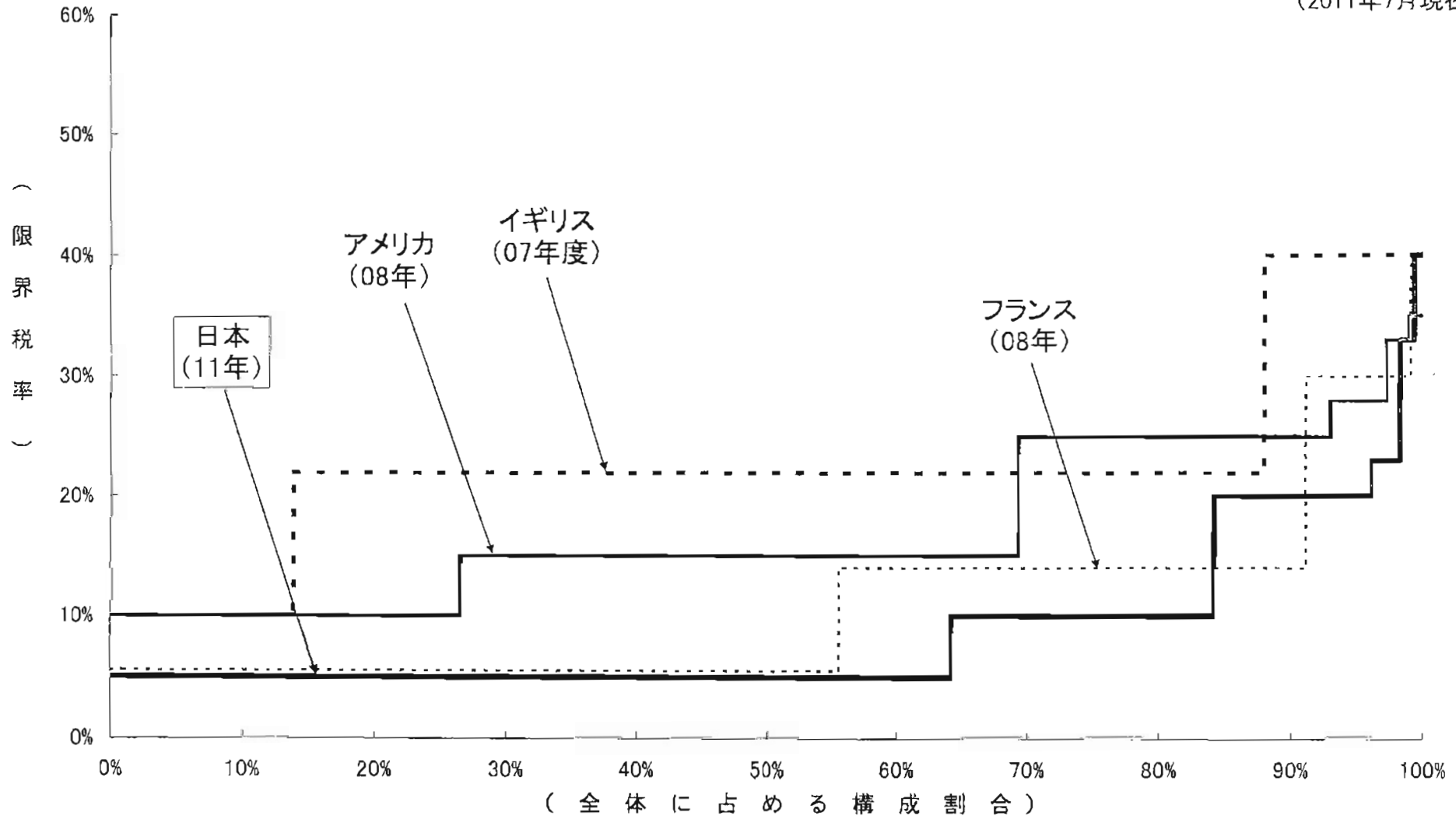
所得再分配によるジニ係数の変化



(備考)「当初所得」…公的年金等の社会保障給付金を除いた所得(雇用者所得等)
 「再分配所得」…当初所得+社会保障給付金-社会保険料-税金+現物給付(医療・介護等)
 なお、所得は世帯単位のもの。
 平成2年以前の「社会保障による改善度」及び「税による改善度」は現行の算出方法と異なるため連続しない。
 (出所)厚生労働省「所得再分配調査」

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

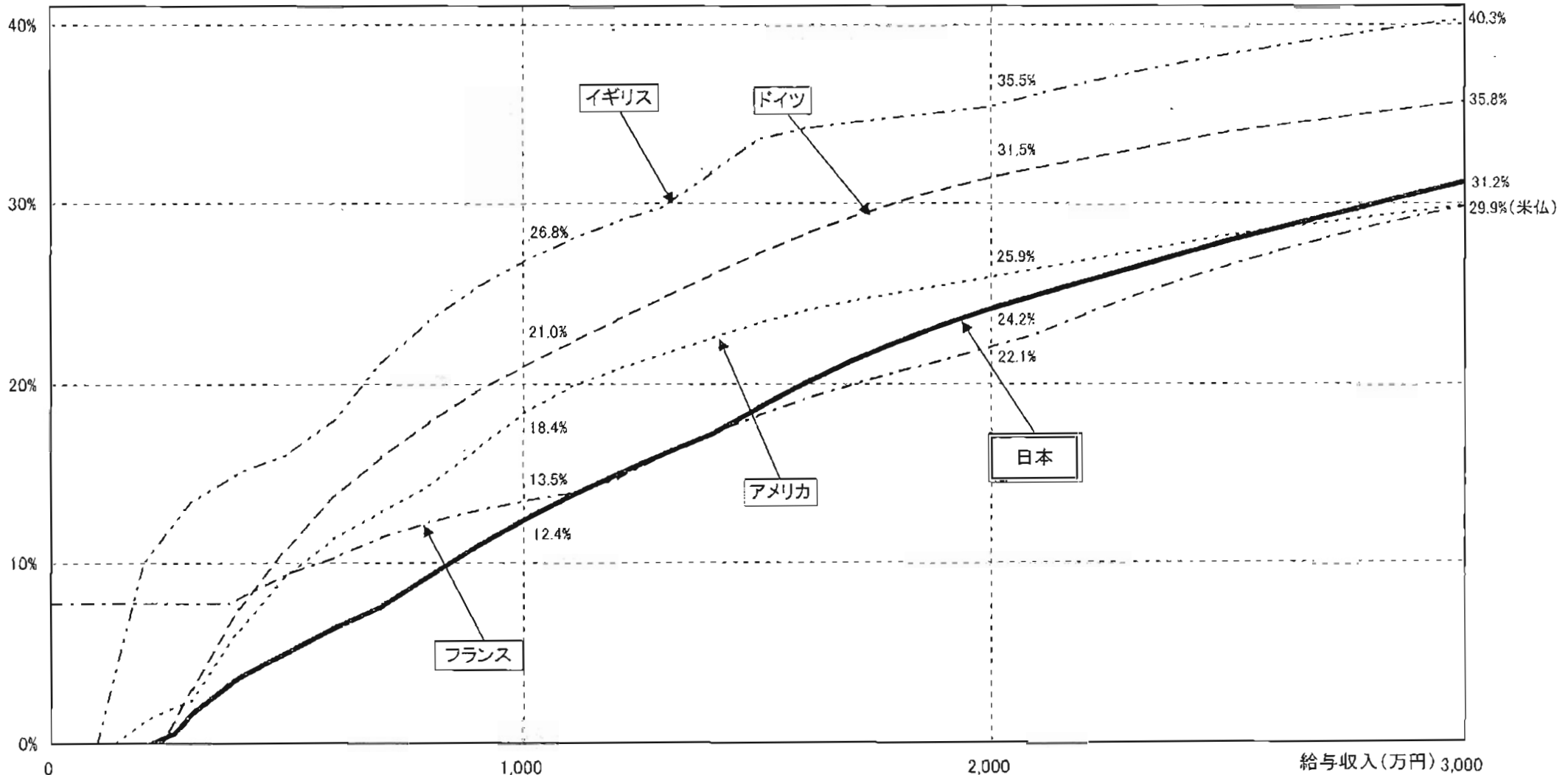
(2011年7月現在)



- (注) 1. 日本のデータは、平成23年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 5. 各国の税率構造について、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(10・22・40%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)である。なお、2011年7月現在、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・41%)となっている。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

(2011年7月現在)

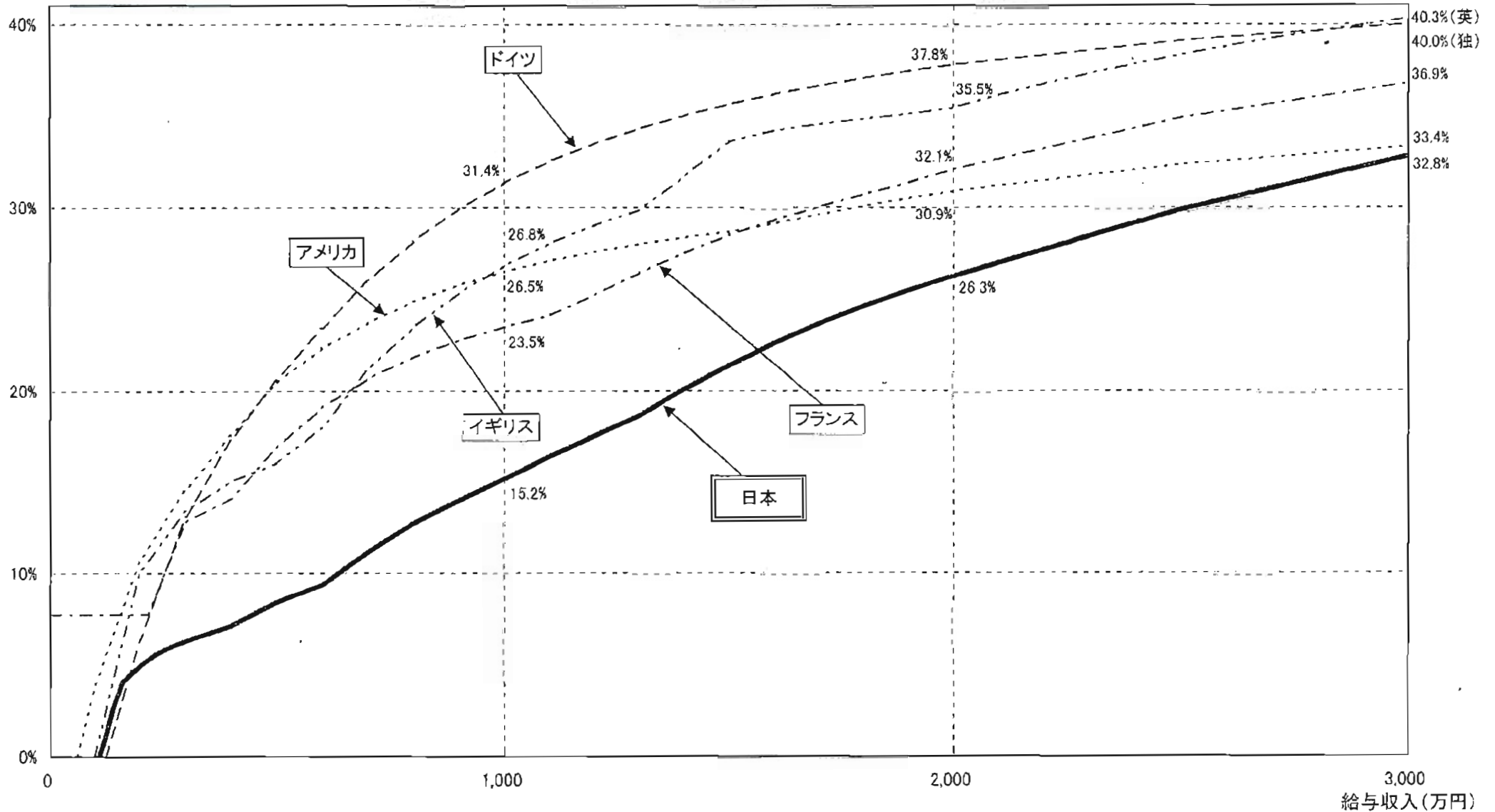


(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遞減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。
 2. 日本は、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満としている。アメリカは、子のうち1人が17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。なお、個人住民税の扶養控除(年少)の廃止[平成24年度分~]も考慮している。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

(2011年7月現在)



(備考) イギリスの就労税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遞減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、個人所得課税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
- 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
- 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
- 4. 邦貨換算レート: 1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成23年(2011年)5月中における実勢相場の平均値)
- 5. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

主要国の所得税等の最高税率について

- 日本の個人所得課税の最高税率は概ね主要国並み。
- 個人所得課税の最高税率について、ドイツは2007年(44.31%→47.48%)、イギリスは2010年(40%→50%)、フランスは2011年(48%→49%)に引上げ。

(2011年7月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40% (注1)	35%	50% (注3)	45% (注4)	41% (注5)
住民税等	10%	12.8% (注2)	—	2.48% (注4)	8% (注5)
所得税＋ 住民税等	50%	47.8%	50%	47.48%	49%
所得税の最高税率が 適用される給与収入	2,340万円～	3,418万円～	1,980万円～	6,060万円～	2,956万円～
所得税の ブラケット数	6	6	3	— (注4)	4

(注1) 日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税(所得税額に対する2.1%の付加税)により、平成25年分から実質的に40.84%となる。

(注2) アメリカの地方個人所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の個人所得税率の合計値である。

(注3) イギリスには地方税はない。

(注4) ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の5.5%、最高税率2.48%)が課されている。さらに、所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

(注5) フランスには地方税はないが、社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。また、2011年予算法により所得税の最高税率が引き上げられた(40%→41%)。

(注6) 所得税の最高税率が適用される給与収入の計算においては、夫婦子2人の世帯を仮定している。なお、日本は、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満としている。アメリカは、子のうち1人が17歳未満としている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=81円、1ポンド=132円、1ユーロ=116円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成23年5月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

欧州諸国における最近の施策に係る富裕層向けの課税強化措置の概要(未定稿)

欧州諸国においては、リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として、最近、富裕層に対する課税を強化する動きが見られる。

フランス

財政赤字削減計画(2011年8月発表。11月現在、①②は法律として成立、③は議会審議中)

- ① 資本所得に係る社会保障関連諸税の税率引上げ(12.3%→13.5%)(11年分～)
- ② 個人が5年超保有する不動産の譲渡益に係る軽減措置の一部廃止(12年2月1日～)
- ③ 高所得者(単身:25万ユーロ、夫婦:50万ユーロ)に対する新規の所得課税(税率3%)(12年分～)^(注1)

追加財政赤字削減計画(2011年11月発表、11月現在、下記の措置等について議会審議中)

- 利子・配当に係る分離課税の税率引上げ(19%→24%)(12年分～)

イタリア

第2次財政健全化策(2011年9月発表。同月に法律として成立)

- ① 所得税付加税(30万ユーロを超える所得に対して3%)の導入(11年～13年の時限措置)
- ② キャピタルゲイン(国債を除く)に係る所得税の税率引上げ(12.5%→20%)(12年～)

スペイン

富裕税の復活に関する勅令法(2011年9月発表。同月に成立・施行)

- 富裕税(70万ユーロを超える資産に対して0.2～2.5%)の復活^(注2)(11年、12年の時限措置)

ポルトガル

財政健全化策(2011年8月発表。11月現在、議会審議中)

- ① 所得税付加税(15.3万ユーロを超える所得に対して2.5%)の導入(12年、13年のみの時限措置)
- ② 株式市場におけるキャピタルゲインにかかる所得税を20%から21.5%に引上げ

(注1) 財政赤字対GDP比が3%になるまでの時限措置。なお、課税最低限の金額は、下院財政委員会で採択されたもの。

(注2) 富裕税は1991年に導入されたが、2009年に廃止されていた。

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- ー 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- ー 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月14日)

2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ベタンクール(ロレアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur 8月25日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月29日)

4 ドイツ「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月29日)

〔 一 般 従 業 員 〕

給与収入金額 （【案】給与所得控除額）	現行の税負担額	税負担額の変化
		給与収入1,500万円を超える場合 控除額245万円
1,000万円 （220万円）	113万円	0
1,200万円 （230万円）	168万円	0
1,500万円 （245万円）	264万円	0
1,800万円 （260万円⇒245万円）	387万円	+6万円
2,000万円 （270万円⇒245万円）	468万円	+11万円
2,500万円 （295万円⇒245万円）	680万円	+25万円
3,000万円 （320万円⇒245万円）	918万円	+38万円
3,500万円 （345万円⇒245万円）	1,155万円	+50万円
4,000万円 （370万円⇒245万円）	1,393万円	+63万円
5,000万円 （420万円⇒245万円）	1,868万円	+88万円
1億円 （670万円⇒245万円）	4,243万円	+213万円

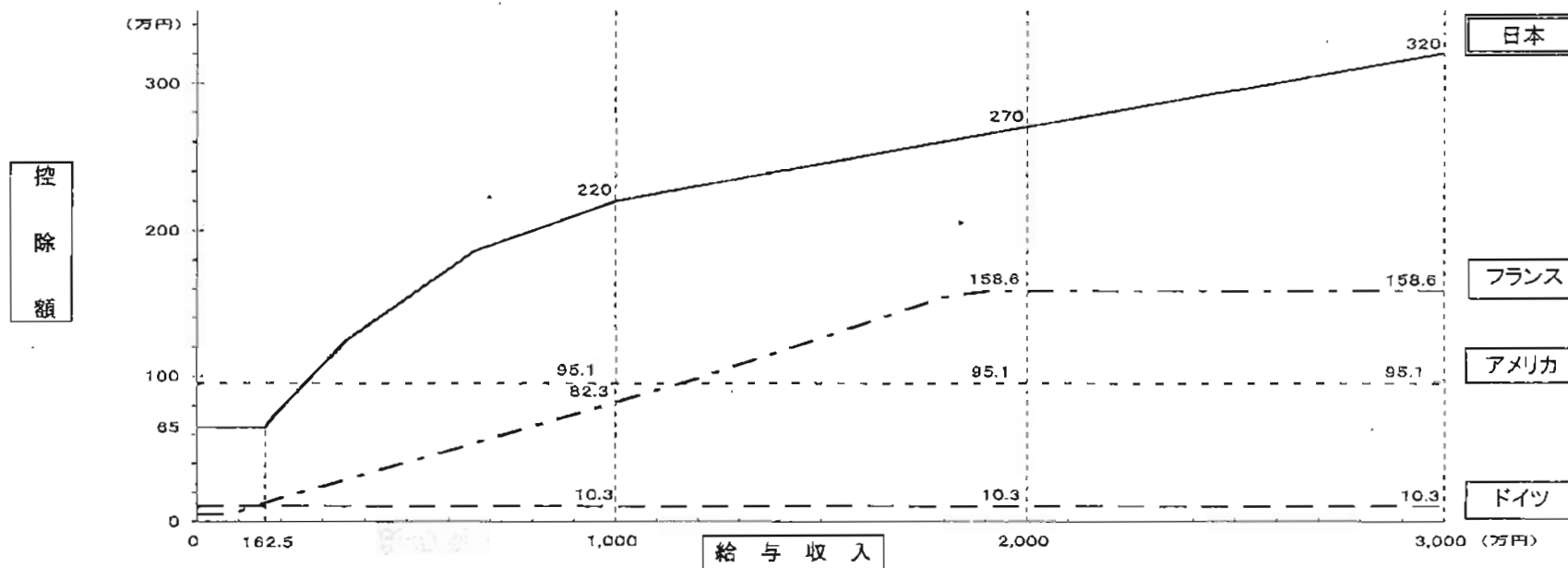
（注）夫婦子2人（子のうち1人が一般扶養控除、1人が特定扶養控除の対象）として計算している。

給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2011年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
概 算 控 除	給与所得控除(定率) 給与収入に応じ、5段階の控除率(40%~5%)を適用 最低保障額 65万円	概算控除(定額)(注1) 11,600ドル(95.1万円) (夫婦共同申告の場合) ※給与所得者に限らない。	な し (注2)	被用者概算控除(定額)(注1) 920ユーロ(10.3万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除(定率・上限あり)(注1) 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低 421ユーロ(4.7万円) 上限 14,157ユーロ(158.6万円) ※給与所得者に限る。



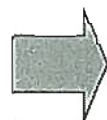
- (注1) アメリカ・ドイツ・フランスでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。
 (注2) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。
 (注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除、アメリカは概算控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除について、夫婦子2人の場合の控除額を記載している。
 (注4) グラフ中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の控除額である。
 (注5) 邦貨換算レートは、1ドル=82円、1ユーロ=112円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年(2010年)11月中における実勢相場の平均値)。

成年扶養控除の見直し（23年度税制改正法案：衆議院財務金融委員会での修正前）

- 成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減。
- 以下の扶養親族については、引き続き控除の対象。
 - ・ 心身の障がい等の事情を抱える人
 - ① 障害者（障害者控除制度の対象者）
 - ② 要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族
 - ③ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度の対象者、障害福祉サービスの受給者等
 - ④ 高額療養費制度の対象等となる高額な医療費がかかった扶養親族
 - ⑤ その年又は前年に長期（90日以上）にわたり入院・通院等をした扶養親族
 - ・ 65歳以上の高齢者
 - ・ 学生
- 所得400万円（給与収入568万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用。
- ※ 所得400万円（給与収入568万円）から段階的に控除を縮減し、所得500万円（給与収入689万円）以上の納税者については、控除を廃止。
- ※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用。

現行の成年扶養控除の適用がある
納税者数（被扶養者数）
約470万人（約520万人）

※ 現行制度では、被扶養者の年齢
が23歳から69歳までであれば、一
律に控除を適用。



特定成年扶養親族

○ 心身の障がい等の事情を抱える人 90万人程度（100万人程度）

○ 65歳～69歳の高齢者 20万人程度（30万人程度）

○ 学生 40万人程度（40万人程度）

その他の被扶養者

控除が存続する対象者

210万人
(230万人)

控除がなくなる対象者

100万人
(110万人)

納税者本人（扶養者）の所得金額
(給与収入)

400万円
(568万円)

500万円
(689万円)

(注1) 対象人員は、納税者の人数（括弧内は被扶養者数）であり、控除の廃止により税額に影響を受ける人数である。扶養者数は、平均1.1人の被扶養者がいるものとして算出。計数は、それぞれ四捨五入によっているので、概数において合計とは合致しない場合がある。

(注2) 控除の適用がなくなることにより、税金世帯が増えないよう、影響を緩和する調整措置。対象人員は納税者で20万人程度。

基礎控除・配偶者(特別)控除の仕組み(イメージ)

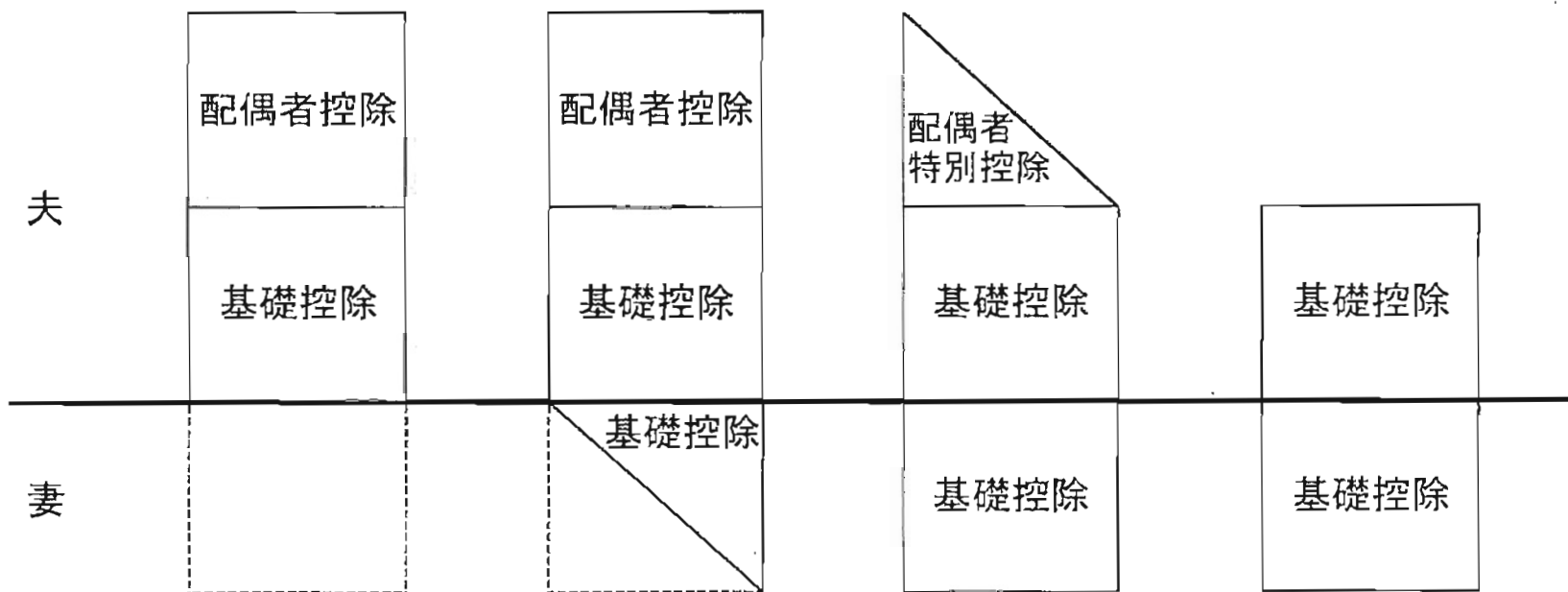
妻の収入

0～65万円

65～103万円

103～141万円

141万円～



民主党マニフェスト 2009 (抄)

3 租税特別措置などを見直す。

公平で透明な税制を創る	○ 不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○ 「控除」から「手当」へ転換するため、 <u>所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止</u> し、「子ども手当」を創設。	活用額 2.7兆円
-------------	--	--------------

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（抄）

2010年12月6日

民主党

○配偶者控除

配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点の
はずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位の
いずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革
の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。

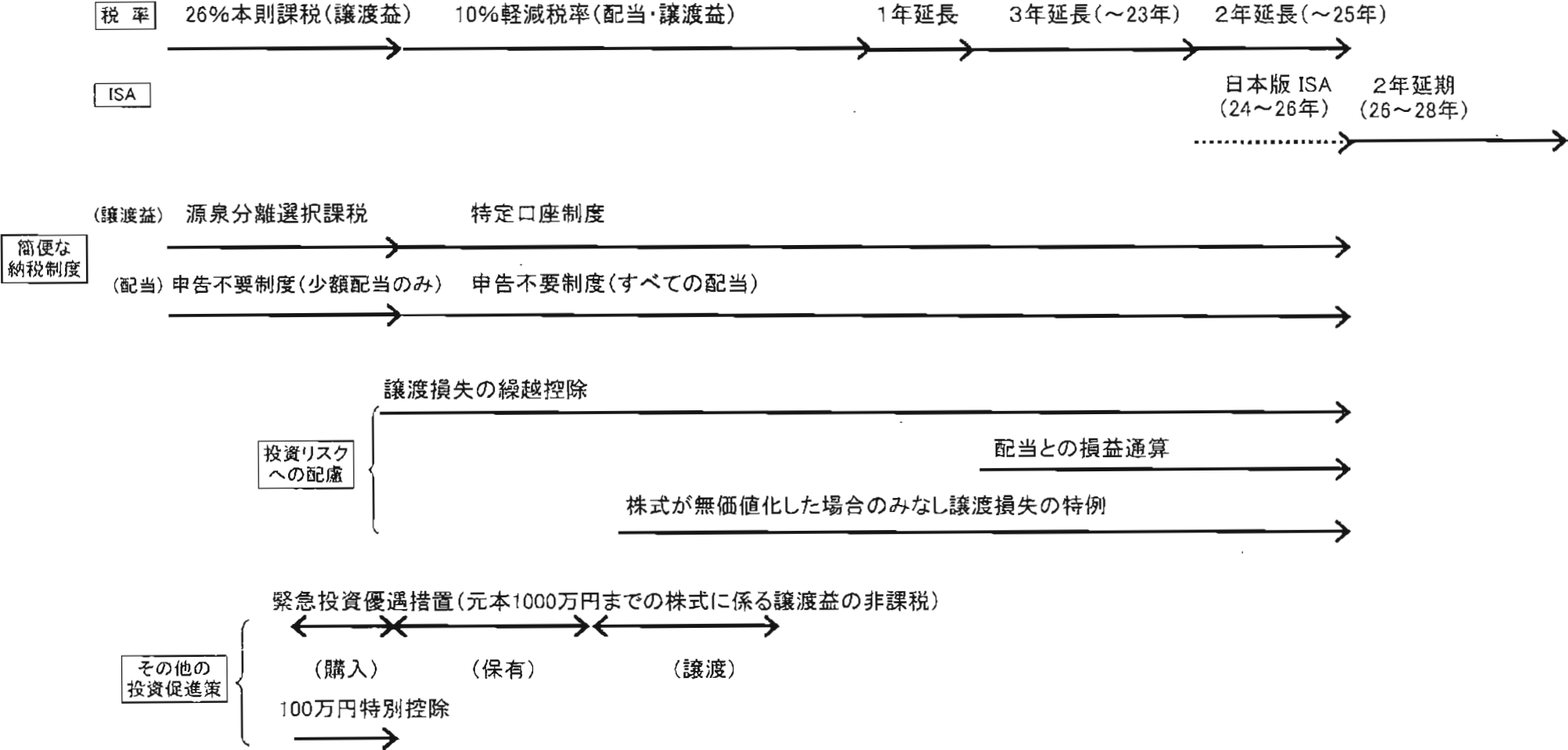
配偶者控除は、「控除から手当へ」という理念の中で検討されてきた。しかしながら、子ども手当の対
象となる子どものいない世帯においては見合いの給付がなく、特にすでに子育てを終え年金で暮らしてい
る世帯を中心に納得が得られるかどうかということ、家事労働への評価など、多くの論点が残されている。

人的控除の概要(23年分～)

	創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
			所 得 税	住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	—
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			
		平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			
		昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者			
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
		(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)			
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下	

上場株式配当・譲渡益課税の変遷

13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年



主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

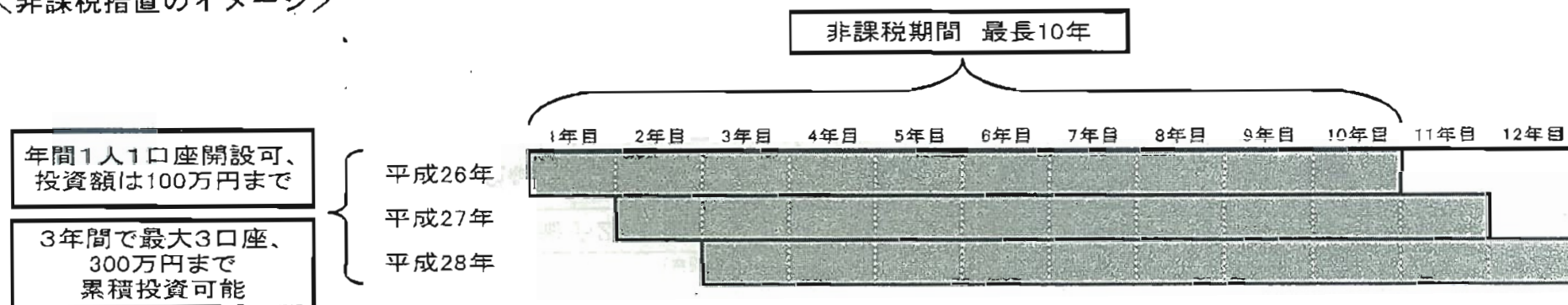
	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当（大口以外） 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	次のいずれかの選択 ・申告不要 ・総合課税 ・申告分離課税	20(10)% [括弧書きは平成25年 末までの軽減税率]
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告不要 又は 申告分離課税	20(10)% [括弧書きは平成25年 末までの軽減税率]
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税	20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税	18%（国税のみ）
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	非課税	

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）

平成24年からの上場株式等の20%本則税率化にあわせて導入することとされていたが、10%軽減税率の2年延長に伴い、導入時期を平成26年からとする。

1. 非課税対象 : 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額 : 最大300万円（100万円×3年間）
4. 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
5. 口座開設数 : 年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
6. 開設者 : 居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者）
7. 口座開設期間 : 平成26年から平成28年までの3年間の各年

〈非課税措置のイメージ〉



※ISA・・・「Individual Savings Accounts」の略称。

復興特別所得税（付加税率2.1%）による年間の税負担額

給与収入金額 ()内は給与所得者全体に占める累計割合	(単位：円) 夫婦子2人		(単位：円) 夫婦子1人(16歳未満)		(単位：円) 単身者	
	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり	所得税額	付加税額 ()内は1ヶ月当たり
	300万円 (40.5%)	11,500	200 (17)	43,000	900 (75)	62,000
400 " (58.6%)	43,500	900 (75)	75,000	1,600 (133)	94,000	2,000 (167)
500 " (72.9%)	78,500	1,600 (133)	122,500	2,600 (217)	160,500	3,400 (283)
600 " (82.3%)	129,500	2,700 (225)	192,500	4,000 (333)	230,500	4,800 (400)
700 " (88.0%)	203,500	4,300 (358)	300,500	6,300 (525)	376,500	7,900 (658)
800 " (92.0%)	334,500	7,000 (583)	460,500	9,700 (808)	536,500	11,300 (942)
900 " (94.5%)	494,500	10,400 (867)	620,500	13,000 (1,083)	696,500	14,600 (1,217)
1,000 " (96.2%)	666,500	14,000 (1,167)	792,500	16,600 (1,383)	868,500	18,200 (1,517)
1,500 " (99.0%)	1,770,600	37,200 (3,100)	1,978,500	41,500 (3,458)	2,103,900	44,200 (3,683)
2,000 " (99.6%)	3,338,100	70,100 (5,842)	3,546,000	74,500 (6,208)	3,671,400	77,100 (6,425)
2,500 " (99.8%)	5,012,000	105,300 (8,775)	5,264,000	110,500 (9,208)	5,416,000	113,700 (9,475)
3,000 "	6,912,000	145,200 (12,100)	7,164,000	150,400 (12,533)	7,316,000	153,600 (12,800)
5,000 "	14,512,000	304,800 (25,400)	14,764,000	310,000 (25,833)	14,916,000	313,200 (26,100)
10,000 "	33,512,000	703,800 (58,850)	33,764,000	709,000 (59,083)	33,916,000	712,200 (59,350)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入（1年を通じて勤務した者）は、412.0万円。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報（厚生労働省）」による一般労働者（パートを除く）の平均給与額は、483.3万円。
 3. 夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。
 夫婦子1人の場合、子が16歳未満に該当するものとして計算している。（なお、夫婦のみの場合、夫婦子1人の場合と税負担額は同じ）
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税額については、100円未満を四捨五入して計算している。
 6. 給与所得者全体に占める累計割合は「平成22年分民間給与実態統計調査」による。なお、2,500万円超の収入区分における累計割合は不明。